



# 三重県公報

令和5年4月21日(金)

第 406 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
277	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	( 福 利 厚 生 課 )	2
278	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	( 同 )	2
279	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	4
280	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	11
281	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	13
282	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 同 )	13
<b>公 告</b>			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(競技力向上対策課)	13
	同件	(障がい福祉課)	15
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	15
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	15
	同件	( 同 )	16
	同件	( 同 )	17
	同件	( 同 )	17
	同件	( 同 )	18
	同件	( 同 )	18
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	19
	同件	( 同 )	19
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 教 育 委 員 会 )	19
	随意契約の相手方を決定した旨	( 同 )	19
	同件	( 同 )	20
	同件	( 警 察 本 部 )	20

**告 示**

**三重県告示第 277 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円	20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円	20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円	25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円	30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円	35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円	40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円	45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円	50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円	55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円	60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円	65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,980円	13,207円	70歳以上	3,940円	12,957円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

**三重県告示第 278 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三重県条例第 43 号）第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額（平成 11 年三重県告示第 261 号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>			<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u> )	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>171,650円</u> を超えるときは、 <u>171,650円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>77,890円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>75,290円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>75,290円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u> )	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>85,780円</u> を超えるときは、 <u>85,780円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>38,900円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>37,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

三重県告示第 279 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一見勝之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表及び別表 1(4)の表を削り、別表 1(5)の表を別表 1(3)の表とし、同表の次に次の三表を加える。

(4) 少子化対策課関係

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	地域少子化対策重点推進交付金	市町が実施する結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」に係る取組及び婚姻に伴う経済的負担の軽減に係る取組に対して支援を行う。	市町が実施する地域少子化対策重点推進事業に要する経費	別に定める。	市町
2	みえ子ども・子育て応援総合補助金	子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助することにより、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。	市町において令和 5 年度以降に新たに実施する（拡充を含む）、妊娠・出産から子育て期までを対象とした子ども・子育て支援事業に必要な経費	別に定める。	市町
3	児童館整備補助金	児童館の整備を図る。	児童館の整備に要する経費	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に基づき、市町が国から受ける交付金の額以内の額	市町
4	三重県子ども食堂等支援事業補助金	子どもや子育て世帯に対する居場所づくりや、生活困窮となった世帯等への支援を図る。	子どもや子育て世帯に対する居場所づくり、生活困窮となった世帯等に対する支援に必要な経費	別に定める。	別に定める。
5	三重県学習支援・体験活動等支援事業補助金	子どもの居場所運営団体による学習支援事業やスポーツ、文化・芸術等の子ども向け体験活動の実施を支援する。	学習支援やスポーツ、文化・芸術等の子ども向け体験活動に必要な経費	別に定める。	別に定める。

(5) 子どもの育ち支援課関係

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。  1 障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる環境改善  2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止  3 保育所等における ICT 化推進	障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等に要する経費  認可外保育施設が、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育を継続的に実施するために必要な経費 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に要する経費  認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器	補助基本額の 2/3 以内  補助基本額の 10/10 以内  補助基本額の 2/3 以内  補助基本額の 3/4 以内	市町  認可外保育施設  市町  認可外保育施設

		4 保育環境の向上 5 安全対策事業	の導入に要する経費 保育環境の向上を図るために実施する老朽化した備品の更新や設備の改修等に要する経費 ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入するための経費の補助	補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 4/5 以内	市町 認可外保育施設
2	家庭支援推進保育事業費補助金	家庭環境に対する配慮が必要とされる児童の処遇の向上を図る。	家庭支援推進保育の充実のため保育士を配置するために要する経費	補助基本額の 1/2 以内	市町
3	人権保育職員研修事業費補助金	保育所職員等の資質向上を図る。	保育所等の職員研修に要する経費	補助基本額の 1/2 以内	公益社団法人三重県人権教育研究協議会
4	認可移行運営費支援事業費補助金	認可外保育施設を活用して、保育所入所待機児童の福祉の確保を図る。	保育の実施に要する経費	補助基本額の 1/4 以内	市町
5	低年齢児保育充実事業費補助金	低年齢児保育の充実を図る。	低年齢児保育を充実するために要する経費	補助基本額の 1/2 以内	市町
6	認可外保育施設の衛生・安全対策事業費補助金	認可外保育施設等の利用家庭に対する支援等の多様な保育ニーズに対応し、地域の特性に応じた幅広い活動の推進を図る。	認可外保育施設の保育従事者に対する健康診断に要する経費	補助基本額の 2/3 以内	市町
7	安心子ども基金保育基盤整備事業費補助金(保育所等整備事業等)	保育所等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。	保育所等の整備に要する経費	補助基本額の 2/3 又は 1/2	市町
8	地域子ども・子育て支援事業費補助金	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費を補助することにより子ども・子育て支援の推進を図る。	子ども及び子育て家庭の支援に資する事業の実施に要する経費	別に定める。	市町
9	三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金	放課後児童クラブの健全な運営を確保することを目的とし、放課後児童クラブの運営に要する費用に対して補助を行い、児童の健全育成を図る。	小学校の余裕教室、児童館等を拠点とした保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全な育成を図る事業に要する経費	補助基本額の 1/2 以内	市町
10	三重県放課後児童クラブ整備費補助金	放課後児童クラブの整備を図る。	放課後児童クラブの整備に要する経費	別に定める。	市町
11	放課後子ども教室推進事業補助金	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図る。	放課後子ども教室推進事業及び放課後子ども教室備品整備事業に要する経費	補助基本額の 2/3	市町
12	私立幼稚園等振興補助金	私立幼稚園等における教育の振興を図る。	私立幼稚園等における教育に係る経常的経費	別に定める。	学校法人
13	私立高等学校等教育改革推進特別補助金	私立幼稚園等における教育改革の推進を図る。	私立幼稚園等における教育改革推進に要する経費	別に定める。	学校法人
14	私立幼稚園等心身障が	私立幼稚園等における心身障がい児の就園促	私立幼稚園等における特別支援教育に要する経費	別に定める。	学校法人

	い児助成事業補助金	進及び特別支援教育の充実を図る。			
15	認定こども園等緊急環境整備事業費補助金	認定こども園等における幼児教育の質の向上を図る。	認定こども園等における遊具、運動用具、教具、衛生用品等の環境整備に要する経費	別に定める。	学校法人及び社会福祉法人
16	私立幼稚園研修等事業費補助金	私立幼稚園の設置者、園長、教職員等の資質の向上等を図る。	私立幼稚園の設置者、園長、教職員等の研修等に要する経費	別に定める。	一般社団法人三重県私立幼稚園・認定こども園協会
17	私立幼稚園等被災児童等保育料等減免補助金	東日本大震災により被災し、県内の私立幼稚園等に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減することにより就学機会の確保に資する。	東日本大震災により被災し、県内の私立幼稚園等に就園する園児の保育料の減免に要する経費及び入園料の軽減に要する経費	別に定める。	別に定める。
18	私立幼稚園園舎等耐震化整備費補助金	私立幼稚園における園舎等の耐震化事業を促進する。	私立幼稚園における園舎等の耐震化診断、耐震補強計画、設計及び工事並びに屋内運動場等の耐震対策工事に要する経費	別に定める。	学校法人
19	施設型給付費・地域型保育給付費負担金	市町が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもの健やかな成長を図る。	1 私立の認定こども園、幼稚園及び保育所の運営に要する経費 2 小規模保育事業等に要する経費	負担基本額の 1/4	市町
20	施設型給付費・地域型保育給付費補助金	市町が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を図る。	1 私立の認定こども園、幼稚園及び保育所の運営に要する経費 2 小規模保育事業等に要する経費（教育標準時間認定の児童に係る地方単独部分）	補助基本額の 1/2	市町
21	三重県保育士修学資金貸付等事業費補助金	質の高い保育士の養成確保を図る。	修学資金等の貸付に要する経費	10/10	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
22	認定こども園施設整備交付金	子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。	認定こども園の設置を促進する施設整備事業を市町が実施するために必要な経費	別に定める。	市町
23	新任保育士等園内研修支援事業費補助金	新任保育士等の就業継続を支援するため、園内研修の実施を支援することにより、保育人材の確保を図る。	園内研修の保育士支援アドバイザーを派遣するために必要な経費	別に定める。	市町
24	三重県病児保育施設整備費補助金	病児保育施設を整備することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	市町、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費	補助基本額の 1/3 又は 3/10 以内	市町
25	私立幼稚園園務改善 ICT 化支援事業補助金	私立幼稚園の園務を改善するため、事務の ICT 化を促進し、教諭の事務負担の軽減を図る。	私立幼稚園における教諭の事務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の園務改善のための ICT 化に要する経費	別に定める。	学校法人
26	医療的ケア児保育支援事業費補助金	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	医療的ケア児の受入に必要な看護師等の雇上げ、保育士の加配、その他医療的ケア児の受入に資する事業に要する経費	補助基本額の 5/6 以内	市町
27	保育体制強化事業費補助金	待機児童解消のため、保育支援者を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環	保育支援者を配置した私立保育所等に対し、保育支援者の配置に要する費用を市町が補助する経費	補助基本額の 3/4 以内	市町

		境を整備する。			
28	子ども・子育て支援事業費補助金	市町における幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図る。	幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、市町において必要となる事務及びシステム改修等に要する経費	別に定める。	市町
29	三重県保育所等業務効率化推進事業費補助金（保育所等におけるICT化推進等事業(保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化分)）	保育士資格取得、登録に係るオンライン手続化を図り、保育士試験の受験申請及び保育士登録の申請等を行う者の利便性の向上を図る。	保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化のためのシステムの構築もしくは改修に係る事業に要する経費	別に定める。	児童福祉法第18条の9に規定する指定試験機関及び県の委託を受け同法に基づく保育士の登録事務等を行う者
30	保育補助者雇上強化事業費補助金	保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、雇い上げた保育補助者を人材育成し、保育人材の確保を図る。	保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに必要な経費	補助基本額の7/8以内	市町
31	三重県認可外保育施設給食費負担軽減事業費補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰等が、認可外保育施設の給食に係る経費に影響を及ぼしていることから、給食費に係る保護者の負担軽減を図る。	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	認可外保育施設
32	三重県私立幼稚園給食費負担軽減事業費補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰等が、私立幼稚園等の給食に係る経費に影響を及ぼしていることから、給食費に係る保護者の負担軽減を図る。	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	給食に係る経費負担額が前年度と比較し、増加した場合の経費	私立幼稚園および幼稚園型認定こども園
33	三重県認可外保育施設物価高騰対策支援補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰により、光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の経済的な負担軽減及び保育の継続を図る。	認可外保育施設における光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分を負担した場合にその経費	別に定める。	認可外保育施設
34	三重県私立幼稚園物価高騰対策支援補助金	コロナ禍における原油価格・物価高騰により、光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部を支援することで、事業者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。	私立幼稚園等における学校給食費・寄宿舎の舎食費や光熱費、送迎バス燃料費の価格上昇分を負担した場合にその経費	別に定める。	私立幼稚園および幼稚園型認定こども園
35	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療を受けた者の経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は見込みが極めて少ないと医師に診断された者が、別に定める指定医療機関で特定不妊治療及び男性不妊治療に要した経費	別に定める。	別に定める。
36	特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金	特定不妊治療等を受けた者の経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は見込みが極めて少ないと医師に診断された者が、別に定める指定医療機関で特定不妊治療に要した経費、一般不妊治療に要した経費及び不育症治療等に要し	補助基本額の1/2	特定不妊治療費助成事業等を実施する市町

			た経費		
37	聴覚障がい児補聴器購入費用助成事業補助金	就学前の早期の補聴器装着により、言語習得に必要な聴能の発達を促す。	一定の聴覚障がい児が補聴器及び補聴援助システムを購入する場合の購入に要する経費	別に定める。	別に定める。
38	養育医療給付事業等負担金	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき市町が支出する養育医療給付費等の一部を負担する。	1 養育医療給付費の支給に要する経費 2 結核児童日用品費等給付の支給に要する経費	負担基本額の1/4	市町
39	三重県がん患者妊孕性温存治療費助成金	妊孕性温存治療または温存後の生殖補助医療を受けた者の経済的負担の軽減を図る。	将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存治療または温存後の生殖補助医療に要する経費	別に定める。	別に定める。
40	三重県安心子ども基金特別対策事業費補助金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）（子どもの育ち支援課所管分）	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援を行う。	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくために三重県安心子ども基金を活用して行う特別対策事業に要する経費	別に定める。	市町
41	三重県出産・子育て応援交付金	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型相談支援及び経済的支援を一体的に実施する事業の支援を行う。	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業に要する経費	別に定める。	市町

(6) 子ども福祉・虐待対策課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	自立支援教育訓練給付金	母子家庭及び父子家庭の自立支援を図る。	県が指定した教育訓練講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。
2	高等職業訓練促進給付金	母子家庭及び父子家庭の自立支援を図る。	資格取得のため養成機関の入学時及び修業期間中の生活負担を軽減するための経費	別に定める。	別に定める。
3	児童手当負担金	児童の家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。	市町の児童手当支給に要する経費	別に定める。	市町
4	三重県母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金	母子生活支援施設に入所中又は退所した母子の社会的自立の促進を図る。	身元保証人確保対策事業に基づき、市及び福祉事務所を設置する町が支払う保険料に要する経費	別に定める。	市及び福祉事務所を設置する町
5	三重県学習支援ボランティア事業費補助金	ひとり親家庭における児童の学習を支援すること及び悩み、進学の相談等を受けることで、児童の学習習慣及び生活習慣を確立することを目的とする。	ひとり親家庭生活支援事業に基づき実施した学習支援に要する経費	別に定める。	市町
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業	日常生活を営むのに支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦	ひとり親家庭等日常生活支援事業を市町が実施するために必要な経費	別に定める。	市町

	費補助金	の生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。			
7	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用を一部補助することにより、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図る。	対策講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	就職に有利な資格の取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施するために必要な経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
9	三重県安心子ども基金特別対策事業費補助金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）（子ども福祉・虐待対策課所管分）	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援を行う。	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくために三重県安心子ども基金を活用して行う特別対策事業に要する経費	別に定める。	市町
10	児童養護施設等整備費補助金	児童養護施設等の設置及び整備拡充を図る。	児童養護施設等の設置及び整備拡充に要する経費	別に定める。	市町及び社会福祉法人等
11	児童家庭支援センター運営事業費補助金	児童家庭支援センターの運営事業費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。	児童家庭支援センターの運営に要する経費	別に定める。	社会福祉法人等
12	里親賠償保険補助金	里親支援を強化することにより、里親委託の推進を図る。	里親が里親賠償保険に加入する場合の加入に要する経費	補助対象経費の 10/10 以内	三重県里親会
13	児童保護措置費等負担金	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 55 条の規定に基づき、母子の保護を図る。	市が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する経費	負担基本額の 1/4	市
14	三重県身元保証人確保対策事業費補助金	児童養護施設、婦人保護施設等に入所中若しくは退所した子ども等又は里親に委託中若しくは委託解除後の子どもの社会的自立の促進を図る。	身元保証人確保対策事業に基づき、全国社会福祉協議会が実施する事業に要する経費	別に定める。	全国社会福祉協議会
15	三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	地震発生時等に自力で避難することが困難な者が入所する児童福祉関係施設において、入所する者の安全安心を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、その費用の一部を補助することにより、児童福祉関係施設の耐震化の推進を図る。	耐震診断に要する経費	補助基本額の 2/3 以内	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び児童心理治療施設
16	児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金	入所児童の処遇体制の強化を行う者に対し、要する経費の一部を補助することにより、入所児童の社会的自立の促進及び保健福祉の向	職員の経費	別に定める。	社会福祉法人等

		上を図る。			
17	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援する。	三重県社会福祉協議会が実施する自立支援資金貸付事業に要する経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
18	児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金	児童養護施設等を退所した者の心の拠り所の確保や自立支援を図るとともに、入所児童の夢や希望を醸成する。	退所者の一時帰省の受け入れ及び退所者と入所児童との異年齢交流に要する経費	別に定める。	別に定める。
19	児童養護施設等の職員人材確保事業補助金	児童養護施設等の職員人材確保を図る。	児童養護施設等への就職を希望する実習生を受け入れる際、実習指導に当たる職員の代替職員の雇用に要する経費	別に定める。	別に定める。
20	三重県児童養護施設等の生活向上のための環境改善(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)事業費補助金	児童養護施設等が新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な経費	別に定める。	市町、社会福祉法人等
21	三重県乳児院等多機能化推進事業費補助金	乳児院等に医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。	医療機関等連絡調整員(看護職員)の経費	別に定める。	社会福祉法人等
22	児童養護施設等における物価高騰対策支援補助金	原油価格高騰等により物価が高騰するなか、児童養護施設等の負担を軽減し安定した施設運営や児童の養育環境を確保する。	電気・ガス・食材・ガソリンにかかる経費	別に定める。	社会福祉法人等

別表2を次のように改める。

別表2(第2条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	三重県公共交通移動円滑化補助金		
3	三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金		
4	障害者施設整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
5	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		
6	三重県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金		
7	三重県障害福祉分野におけるICT導入モデル事業費補助金		
8	児童館整備補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以

			上の機械及び器具
9	保育環境改善事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が市町以外の者の場合は30万円）の機械及び器具
10	安心子ども基金保育基盤整備事業費補助金（保育所等整備事業等）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
11	地域子ども・子育て支援事業費補助金	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号。以下「内閣府告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
12	三重県放課後児童クラブ整備費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具
13	認定子ども園等緊急環境整備事業費補助金	文部科学省告示及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年文部科学省告示第53号。以下「文部科学省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
14	認定子ども園施設整備交付金		
15	三重県病児保育施設整備費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が市町以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具
16	私立幼稚園園務改善ICT化支援事業補助金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
17	子ども・子育て支援事業費補助金	内閣府告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
18	三重県安心子ども基金特別対策事業費補助金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
19	児童養護施設等整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年4月21日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 165号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市高茶屋五丁目3100番5地先から 津市高茶屋四丁目2774番3地先まで	旧	22.4～25.5	19.1
	新	22.4～27.0	19.1

第2

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 上浜高茶屋久居線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市高茶屋小森町 1065 番 5 地先から 津市高茶屋小森町 1172 番 17 地先まで	旧	22.4~25.5	19.1
	新	22.4~27.0	19.1

第 3

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 422 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町栗谷字中木屋 365 番 2 地先から 多気郡大台町栗谷字中木屋 367 番 2 地先まで	旧	10.9~22.7	117.3
	新	18.6~27.2	117.3

第 4

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 422 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町天ヶ瀬字久三竈 477 番 1 地先から 多気郡大台町天ヶ瀬字硯水 478 番 2 地先まで	旧	6.4~23.0	376.5
	新	6.8~47.2	376.5

第 5

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 422 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町天ヶ瀬官有無番地先から 多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 435 番 3 地先まで	旧	3.4~12.3	113.6
	新	8.7~18.4	113.6

第 6

1 道路の種類 県道

2 路線名 嬉野美杉線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市嬉野中川町字東浦 679 番 6 地先から 松阪市嬉野中川町字東浦 677 番 8 地先まで	旧	8.4~12.0	24.2
	新	12.0~15.5	24.2

第 7

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 368 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市上長瀬字東出 2624 番 1 地先内	旧	29.2~40.6	4.0
	新	29.2~42.2	4.0

第 8

1 道路の種類 県道

2 路線名 御浜紀和線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡御浜町大字西原字鰐ヶ谷 18 番地先から 南牟婁郡御浜町大字上野字下山 1335 番 72 地先まで	旧	10.3~18.8	73.7
	新	10.3~22.5	73.7

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鵜殿熊野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町大里字横見谷 2343 番 3 地先内	旧	11.8~12.8	42.9
	新	11.8~17.9	42.9

三重県告示第 281 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松阪青山線	松阪市嬉野小原町字中川原 874 番 2 地先から 松阪市嬉野小原町字平野 1153 番 4 地先まで	令和 5 年 4 月 21 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字尾地 533 番 5 地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字和田前 629 番 2 地先まで	令和 5 年 4 月 21 日

三重県告示第 282 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	165 号	津市高茶屋五丁目 3100 番 5 地先から 津市高茶屋四丁目 2774 番 3 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 5 年 4 月 21 日

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 5 年 2 月 22 日次の者を表彰しました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 分 名 前  
 三重県スポーツ特別功労賞 伊藤 陸

競 技  
 陸上競技

三重県スポーツ特別功労賞	志土地 真優	レスリング
〃	成國 大志	レスリング
〃	花井 瑛絵	レスリング
〃	奥野 春菜	レスリング
〃	石井 未来	ウエイトリフティング
〃	山田 優	フェンシング
三重県夢追人吉田沙保里大賞	四日市メリノール学院中学校女子バスケットボール部	バスケットボール
〃	稲垣 愛	バスケットボール
〃	松田 魁利	ウエイトリフティング
〃	石井 伸子	ウエイトリフティング
〃	柚木 伸元	自転車競技
〃	百々 敦史	自転車競技
三重県スポーツ特別賞	久野 圭太	アーチェリー
〃	伊藤 秀郎	セーリング
三重県スポーツ優秀賞	全三重	フェンシング
〃	全三重（三重ホンダヒート）	ラグビーフットボール
〃	全三重（PEARLS）	ラグビーフットボール
〃	園田 世玲奈	陸上競技
〃	村上 輝	陸上競技
〃	上山 紘輝	陸上競技
〃	城 公耀	水泳（水球）
〃	水谷 颯真	サッカー
〃	大田 空	テニス
〃	山本 和佳	レスリング
〃	岩崎 貴之	ウエイトリフティング
〃	山本 大喜	自転車競技
〃	伊藤 京介	自転車競技
〃	森本 健史	馬術
〃	小林 かなえ	フェンシング
〃	山科 雄也	柔道
〃	保井 沙予	ラグビーフットボール
〃	竹内 麻弥	銃剣道
〃	落合 凜星	なぎなた
〃	前田 凌輔	トライアスロン
三重県スポーツ新人賞	四日市メリノール学院中学校男子バスケットボール部	バスケットボール
〃	鈴鹿高等学校山岳スキー部	スポーツクライミング
〃	県立四日市四郷高等学校アーチェリー部	アーチェリー
〃	藤原 琢磨	陸上競技
〃	東 琉空	陸上競技
〃	松本 未空	陸上競技
〃	浅井 琥桃	陸上競技
〃	小川 莉緒	陸上競技
〃	西嶋 和奏	陸上競技
〃	辰巳 ひより	陸上競技
〃	角田 ルビイ	陸上競技
〃	西嶋 夏鈴	陸上競技
〃	坪井 麗美伽	水泳（AS）
〃	水野 惺矢	テニス
〃	本山 知苑	テニス
〃	秋本 将輝	テニス

三重県スポーツ新人賞	義基 耀	テニス
〃	山本 響士朗	体操（新体操）
〃	伊藤 渚	レスリング
〃	岩網 剣勝	レスリング
〃	小塚 菜々	レスリング
〃	中西 杏	レスリング
〃	吉田 千沙都	レスリング
〃	阿部 優二郎	セーリング
〃	伊藤 優里	自転車競技
〃	竹田 茉由	ソフトテニス
〃	馬淵 詩	ソフトテニス
〃	水谷 瑠李	カヌー
〃	九鬼 希美	なぎなた
〃	藤田 結莉	なぎなた
三重県スポーツ特別奨励賞	浅野 拓磨	サッカー
〃	町野 修斗	サッカー
〃	児玉 美希	スキー
三重県スポーツ奨励賞	種田 なつは	水泳（A S）
〃	島田 綾乃	水泳（A S）
〃	神谷 龍之介	レスリング
〃	川村 百花	レスリング
〃	伊藤 藍	空手道
三重県スポーツ功労団体賞	三重県民共済生活協同組合	

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 5 年 2 月 22 日次の者を表彰しました。

令和 5 年 4 月 21 日

区 分	名 前	三 重 県 知 事 一 見 勝 之 競 技
三重県スポーツ特別功労賞	井谷 俊介	陸上競技
三重県スポーツ優秀賞	相澤 稜翔	水泳（競泳）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之	
宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号） 就任理事 伊勢市小俣町湯田 276 番地	林 慶 達

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之	
山田池土地改良区（津市庄田町 1140-1） 退任理事 津市庄田町 2448 番地 3	岸 江 隆 一
〃 〃 2542 番地	牛 場 音 治
〃 〃 2200 番地 2	今 井 奈 妙
〃 〃 2251 番地 3	齊 藤 勝 也

津市庄田町 1140 番地 1	山 端 豪 雄
〃 〃 1171 番地	松 本 敏 美
〃 〃 686 番地	吉 村 善 治
〃 〃 725 番地	森 富 雄
〃 〃 813 番地	川 井 二 郎
〃 〃 855 番地	森 哲 也
退任監事	
津市庄田町 2559 番地	川 嶋 政 之
〃 〃 1181 番地	永 田 喜代治
就任理事	
津市庄田町 2453 番地 2	岸 江 芳 夫
〃 森町 2165 番地 25	前 川 貞 廣
員弁郡東員町笹尾西 3 丁目 11 番 8	鈴 木 敏 昭
津市庄田町 1337 番地	平 岡 正 人
〃 〃 1129 番地	鈴 木 公
〃 〃 1175 番地	森 克 彦
〃 〃 675 番地 1	吉 田 正 弘
〃 〃 744 番地 1	笠 井 春 美
〃 〃 815 番地	岸 江 克 己
〃 〃 767 番地 1	中 川 貞 巳
就任監事	
津市庄田町 857 番地 3	倉 田 幸 宏
〃 戸木町 1905 番地	野 崎 昭 伸

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

中野土地改良区（四日市市中野町 149 番地の 1）

退任理事

四日市市中野町 1125	天 春 文 篤
〃 〃 1052	市 川 喜 蔵
〃 〃 936	市 川 義 彦
〃 〃 1077	市 川 芳 隆
〃 〃 922 番地 1	市 川 行 雄
〃 〃 1282 番地 5	黒 田 耕
〃 〃 277 番地 1	齋 藤 隆 博

退任監事

四日市市中野町 123	市 川 吉 則
〃 〃 502 番地 10	市 川 喜 博
〃 〃 1074	市 川 隆 文

就任理事

四日市市中野町 922 番地 1	市 川 行 雄
〃 〃 936	市 川 義 彦
〃 〃 277 番地 1	齋 藤 隆 博
〃 〃 1077	市 川 芳 隆
〃 〃 1203	山 川 友 志
〃 〃 933	市 川 到
〃 〃 1083	市 川 文 好

就任監事

四日市市中野町 1231	市川吉則
〃 〃 1074	市川隆文
〃 〃 502 番地 10	市川喜博
〃 〃 1269 番地 1	吉村誠幸

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

七取土地改良区（桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1）

退任理事

桑名市多度町平古 373 番地	伊藤三好
〃 〃 上之郷 115 番地	鷲野薫
〃 〃 香取 837 番地 6	笥 泰仁
〃 〃 〃 372 番地 1	瀬古修
〃 〃 上之郷 721 番地	大平善郎
〃 〃 福永 1295 番地 1	毛利道郎
〃 〃 平古 49 番地	平野利彦
〃 〃 福永 1630 番地	江上浩司

退任監事

桑名市多度町福永 269 番地	服部喜幸
〃 〃 〃 1300 番地	毛利浩治
〃 〃 平古 30 番地	平野重治
〃 〃 〃 388 番地 2	平野靖尚

就任理事

桑名市多度町香取 372 番地 1	瀬古修
〃 〃 〃 837 番地 6	笥 泰仁
〃 〃 上之郷 115 番地	鷲野薫
〃 〃 〃 721 番地	大平善郎
〃 〃 福永 1295 番地 1	毛利道郎
〃 〃 平古 49 番地	平野利彦
〃 〃 〃 373 番地	伊藤三好
〃 〃 福永 167 番地	鈴木良文

就任監事

桑名市多度町福永 1273 番地	和田喜久雄
〃 〃 平古 30 番地	平野重治
〃 〃 〃 383 番地	平野進司
〃 〃 福永 476 番地	服部篤志
〃 〃 香取 64 番地	伊藤伸俊

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

徳田町土地改良区（鈴鹿市徳田町 1006 番地の 1）

退任理事

鈴鹿市徳田町 1214 番地	林 千尋
〃 〃 1545-1 番地	田中義弘
〃 〃 19-1 番地	渥美為次
〃 〃 1620 番地	米川角蔵

鈴鹿市徳田町 1611-1 番地	畑 憲 二
〃 〃 2662 番地	米 川 弘 明
〃 〃 1001-2 番地	渥 美 親 彦
退任監事	
鈴鹿市徳田町 1605 番地	米 川 千 秋
〃 〃 157 番地	渥 美 克 史
〃 〃 2690 番地	米 川 敦 司
就任理事	
鈴鹿市徳田町 1214 番地	林 千 尋
〃 〃 1562-1 番地	米 川 浩 康
〃 〃 19-1 番地	渥 美 為 次
〃 〃 1620 番地	米 川 角 蔵
〃 〃 1611-1 番地	畑 憲 二
〃 〃 2662 番地	米 川 弘 明
〃 〃 1001-2 番地	渥 美 親 彦
就任監事	
鈴鹿市徳田町 1605 番地	米 川 千 秋
〃 〃 157 番地	渥 美 克 史
〃 〃 2690 番地	米 川 敦 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

玉垣土地改良区（鈴鹿市東玉垣町 1386-5）

退任理事

鈴鹿市桜島町六丁目 18-2

吉 澤 力

就任理事

鈴鹿市桜島町一丁目 11-3

吉 澤 正 明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

徳原土地改良区（亀山市川崎町 1963 番地）

退任理事

亀山市川崎町 1963 番地

谷 口 重 幸

〃 〃 2021 番地

宮 崎 好 二

〃 〃 3099-1 番地

谷 口 一

〃 〃 1975 番地

佐久間 善 則

〃 〃 1967 番地

山 口 計

〃 〃 1955 番地

小 林 忠 彦

〃 〃 3101 番地

富 田 輝 郎

鈴鹿市伊船町 2746 番地

市 川 孝 義

退任監事

亀山市川崎町 1936-3 番地

谷 口 邦 則

鈴鹿市東庄内町 535 番地

藤 村 義 忠

就任理事

亀山市川崎町 4755-1 番地

島 田 学

〃 〃 1948-1 番地

谷 口 広 幸

亀山市川崎町 2029 番地	佐久間 清 文
〃 〃 2035 番地	富 田 久
〃 〃 1947 番地	水 野 千 昭
〃 〃 3211 番地	谷 口 嘉 弘
就任監事	
亀山市川崎町 1971 番地	中 野 滋
鈴鹿市東庄内町 539 番地	藤 村 泰 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、北小松土地改良区（四日市市北小松町 28 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中野土地改良区（四日市市中野町 149 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 特定役務の名称     | 三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託                           |
| 2 担 当 部 局     | 三重県津市広明町 13 番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課                  |
| 3 落 札 者 決 定 日 | 令和 5 年 3 月 27 日                                     |
| 4 落 札 者       | 三重県伊勢市神田久志本町 1042 番地<br>株式会社サイバーウェイブジャパン 代表取締役 西岡 眞 |
| 5 落 札 金 額     | 入札価格 34,950,000 円<br>契約金額 38,445,000 円              |
| 6 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 入 札 公 告 日   | 令和 5 年 1 月 17 日                                     |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 4 月 21 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 特定役務の名称      | 三重県教育委員会 S I (System Integration) 支援委託業務                |
| 2 担 当 部 局      | 三重県津市広明町 13 番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課                      |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和 5 年 2 月 20 日   |
| 4 契 約 の 相 手 方  | 山梨県甲府市相生 1 丁目 4 番 23 号<br>株式会社エーティーエルシステムズ 代表取締役 佐々木 康宏 |
| 5 契 約 金 額      | 17,072,000 円（うち消費税及び地方消費税 1,552,000 円）                  |
| 6 決 定 手 続      | 随意契約  |

- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年4月21日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- |   |              |  |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定役務の名称      | 三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用                                  |
| 2 | 担 当 部 局      | 三重県津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課                         |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月31日  |
| 4 | 契 約 の 相 手 方  | 三重県津市あいつ台四丁目7番地1<br>株式会社ZTV 取締役社長 田村 欣也                  |
| 5 | 契 約 金 額      | 38,503,080円（うち消費税及び地方消費税 3,500,280円）                     |
| 6 | 決 定 手 続      | 随意契約   |
| 7 | 随意契約の理由      | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年4月21日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

- |   |              |  |
|---|--------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量   | ICカード運転免許証作成に係る消耗品の購入（単価契約）  |
| 2 | 担 当 部 局      | 三重県津市栄町1丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課調達係  |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月30日  |
| 4 | 契 約 の 相 手 方  | 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1<br>東芝自動機器システムサービス株式会社第一事業部<br>第一事業部長 小島 和真   |
| 5 | 契約金額（単価、税抜き） | ICカード基体新規用カード（緑） 108,800円<br>ICカード基体一般用カード（青） 108,800円<br>ICカード基体優良用カード（金） 108,800円<br>ICカード基体運転経歴証明書用カード（銀） 202,000円<br>インクリボン（イエロー） 33,000円<br>インクリボン（マゼンタ） 33,000円<br>インクリボン（シアン） 33,000円<br>インクリボン（ブラック） 16,500円<br>UVクリボン（保護膜） 36,300円<br>オーバーコートリボン 46,200円<br>暗証番号等印字専用紙 1,500円 |
| 6 | 決 定 手 続      | 随意契約   |
| 7 | 随意契約の理由      | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当   |

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---